

MHM Asian Legal Insights

第 21 号 (2013 年 11 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者: 弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

はじめに

1. インド : 株式の処分に関する合意の有効性を認める SEBI 通達及び新会社法
 2. シンガポール: 個人情報保護法ガイドラインの公表
 3. ベトナム : 公開会社に対する外資出資割合の改正に関する決定の草案
- 今月のコラム・タイ・ミャンマー

はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第 21 号 (2013 年 11 月号) を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. インド : 株式の処分に関する合意の有効性を認める SEBI 通達及び新会社法

インドでは、従前、公開会社の株式の処分について、株主間契約等で、先買権、売却参加権又は売却請求権等の pre-emption rights、プット・オプション、コール・オプション等の合意(「譲渡制限合意」)をした場合、当該合意は、インド証券取引委員会(Securities and Exchange Board of India / SEBI)が、1956 年証券契約規制法 (Securities Contracts (Regulation) Act, 1956) に基づき不当な投機的取引を防止することを目的に定めた 2000 年 3 月 1 日付通達に反するおそれがあること、会社法の定める公開会社株式の自由譲渡性に反するおそれがあることなどから、その有効性には疑義があるとされていましたが、以下にご紹介する SEBI の新通達及び新会社法の制定により、一定の条件の下、譲渡制限合意の有効性が明確になりました。

SEBI の通達

SEBI は、2013 年 10 月 3 日、1956 年証券契約規制法に基づき、合弁契約や株主間契約における譲渡制限合意が有効である旨の通達を公表しました。

但し、譲渡制限合意が有効と認められるには、インド居住者とインド非居住者間で株式譲渡が行われる場合の譲渡価格規制等を定める 1999 年外国為替管理法 (Foreign Exchange

MHM Asian Legal Insights

Management Act, 1999) を遵守すること、プット・オプション及びコール・オプションについては、①契約日から少なくとも1年間、譲渡株主が対象株式を継続的に保有すること、②対象株式の譲渡対価が適用法令を遵守していること、及び③対象株式の現実の引渡しが行われることが条件とされます。

なお、SEBI の新通達は、2013 年 10 月 2 日以前に締結された契約については遡及適用されないとされています。

新会社法

MHM Asian Legal Insight 第 19 号 (2013 年 9 月号) で紹介した、2013 年 8 月 29 日付成立の 2013 年会社法 (Companies Act, 2013) においても、公開会社の株式に関する譲渡制限合意の有効性が認められています。すなわち、1956 年会社法 (Companies Act, 1956) のもとでは、譲渡制限合意は、同法 111A 条 (2) 項が定める公開会社 (public company) の株式譲渡の自由性に反するとして無効であるという見解が存在し、インド高等裁判所の判断も分かれていたところですが、2013 年会社法は、公開会社における株式譲渡の自由性を規定した上で、譲渡制限合意も有効であることを明確に規定しました (同法 58 条 (2) 項)。同条は、2013 年 9 月 12 日付で施行されています。

日本企業がインドへ進出する際には、外資規制や現地におけるビジネス上の必要性から、合弁形態での進出は有力な選択肢となりますが、今回の SEBI の新通達及び 2013 年会社法の施行により、合弁契約や株主間係契約における譲渡制限合意の有効性が明確になったことで、かかる合弁形態の投資の安定性が増したといえます。

弁護士 小山 洋平
☎ 03-5220-1824
✉ yohei.koyama@mhmiapan.com

弁護士 関口 健一
☎ 03-6266-8562
✉ kenichi.sekiguchi@mhmiapan.com

弁護士 古市 啓
☎ 03-6266-8966
✉ kei.furuichi@mhmiapan.com

2. シンガポール : 個人情報保護法ガイドラインの公表

2013 年 9 月 24 日、個人情報保護委員会 (Personal Data Protection Commission) は、個人情報保護法 (Personal Data Protection Act) に関するガイドラインを公表しました。MHM Asian Legal Insight 第 11 号 (2013 年 1 月号) でご紹介したとおり同法の主要な規定は未施行でしたが、いわゆる DNC 登録制度 (Do Not Call Registry) は 2014 年 1 月 2 日、その他の個人情報

MHM Asian Legal Insights

報保護規定については2014年7月2日にそれぞれ施行を迎えます。本ガイドラインは、同法に関する法定の要件及び義務並びにその実務・運用に関して解釈指針を提供するものです。

本ガイドラインが解釈指針を示す事項は多岐に渡りますが、例えば、雇用関係上、会社が従業員から取得する情報の取扱いについて明確化がなされています。すなわち、日本と同様、同法上、会社は、「個人情報」(Personal data)の取得、使用及び開示につき、当該個人に目的を通知した上で、原則として当該個人から同意を取得する一般的な義務が定められており、また従業員の個人情報も定義上「個人情報」に該当します¹。他方で、従業員から取得する個人情報には同法で例外規定が設けられており、「会社による従業員の個人情報の取得が雇用関係の管理又は解消という目的に照らし合理的で、かつその使用・開示がそのような目的に整合している場合」には、会社は従業員から同意を取得することは要求されません。もっとも、これまで具体的にどのような場面が上記の例外に該当するのかが必ずしも明らかではありませんでした。そこで本ガイドラインでは、①給与支払のための従業員の銀行口座情報の利用、②従業員によるパソコンネットワークの利用のモニタリング、③会社のイントラネット上の従業員一覧サイトにおける顔写真の表示及び、④訓練給付手当・教育給付手当のような福利厚生プランの管理が上記の例外にいう「目的」に含まれるとしています。なお、上記の場合であっても、会社がこのような目的についてあらかじめ従業員に通知する義務は負います。どのような方法が通知として適切なのかについては、同ガイドラインを参照する必要があります。

今後、同法に関する施行規則、及び、国外への個人情報の移転などの特定の事項に関するガイドラインがさらに発行される予定であり、2013年中に同委員会から何らかの公表がなされる見込です。シンガポールで個人情報を取り扱う企業は、同法に対応した適切な社内体制を構築するため、これらの動向に引き続き注力する必要があると思われます。

弁護士 川村 隆太郎

☎ 65-6593-9754 (シンガポール)

✉ ryutaro.kawamura@mhmjapan.com

3. ベトナム : 公開会社に対する外資出資割合の改正に関する決定の草案

現在、ベトナムでは、証券法に基づく「ベトナム証券市場における外国投資家の出資比率に関する決定」(Decision 55/2009/QĐ-TTg) (「Decision 55」)によって、公開会社に対する外資出資割合の上限が49%とされています。近時公表された Decision 55 に代わる首相決定の草案 (「本草案」)によれば、この Decision 55 に基づく公開会社に対する外資出資割合の上限についての改正が予定されています。

¹ なお、日本では取り扱う個人情報が5000人分以下の事業者は個人情報保護法の対象外とされていますが、シンガポールでは取り扱う個人情報の人数は問われません。

MHM Asian Legal Insights

まず、前提として、「公開会社」とは、以下の①～③のいずれかに該当する株式会社を指します。

- ① 株式の公募 (Public Offer) を行った会社
- ② 株式を証券取引所 (Stock Exchange) 又は証券取引センター (Securities Trading Center) に上場している会社
- ③ 100名以上の株主 (ただし、機関投資家を除く) が存在し、かつ、払込済設立資本が100億ベトナムドン (現在のレート約4,700万円) 以上である会社

本草案で予定されている改正案の具体的内容は以下のとおりです。

- ① 外資出資割合の規制について、原則として、議決権付株式に対してのみ49%の上限規制が課されること
- ② 例外として、上場会社の議決権付株式については、一定の条件を満たせば、外国投資家による保有が60%まで可能となること。具体的な条件としては、首相の承認を取得すること (その過程で財務省による当該上場会社の査定も必要となる)、上場会社の行うビジネスが別途外資規制の及ぶ分野に属さないことなどが挙げられています。

その結果、本草案に基づく公開会社に対する外資出資割合の上限をまとめると以下のようになります (下記表の黄色網掛け部分が本草案に基づき緩和される部分)。

	議決権付株式	無議決権株式
非上場会社	49%	制限なし
上場会社	60% (但し、49%超の場合、首相承認が必要)	

ベトナム会社法上、株主総会決議要件については、普通決議であっても出席株主のうち議決権付株式65%以上 (特別決議については75%以上) の賛成が必要とされていることから、本草案に基づく緩和後も、外国投資家が公開会社に対する支配権を保有することは原則としてできません。

また、本草案では、外国投資家が上場会社の議決権付株式の49%超60%以下を取得する際に必要とされる首相承認の取得手続が不透明であることなどから、本草案による規制緩和の効果には一定の限界があるように思われます。

しかしながら、本草案に基づく規制緩和により、外国投資家によるベトナム企業への資本参加の機会が拡大することが予想されるため、本草案の成立時期及び追加修正については現時点では不明ですが、今後の正式決定及びその実務運用が注目されるところです。

弁護士 埴 晋

☎ 03-6212-8362

✉ susumu.hanawa@mhjapan.com

弁護士 竹内 哲 (ベトナム VILAF 出向中)

☎ 03-6266-8573

✉ tetsu.takeuchi@mhjapan.com

弁護士 佐藤 貴哉

☎ 65-6593-9759 (シンガポール)

✉ takaya.sato@mhjapan.com

弁護士 山口 健次郎

☎ 03-6266-8792

✉ kenjiro.yamaguchi@mhjapan.com

MHM Asian Legal Insights

今月のコラムータイ・ミャンマーー

今月はタイ・ミャンマーの二本立てでお送りします。

1. タイでコスプレ

MHM バンコクデスクができたから、というわけではおそくないのですが、筆者が駐在するタイ現地事務所の今年の忘年会のテーマ&ドレスコードが「Japan」に決定しました。そして、ドレスコード Japan とは、日本風の衣装でいわゆるコスプレをしようということのようです。



この事態をどう捉えればよいのだろうか？そこで少し調べてみると、毎週土曜日に某ショッピングセンター前に地元コスプレイヤーが集結しているとか、隣国カンボジアでもイベントが開催されたとか、日本的コスプレはこの地域でも広がりを見せているようです。忘年会でコスプレをするくらいのことではもはや驚くことでも何でもないのかもしれない。

驚くといえば、今年8月にタイ人の日本短期観光ビザが免除されて以来、日本でタイ人観光客の数が倍増したと報道されています。筆者の周りのタイ人も日本旅行に行ってきた人が溢れていますし、リピーターもいます。「〇〇県の〇〇に行きたいんだけど。」と言われ、筆者が「えっ、どこ？」と聞き返してしまうこともあります。タイ語の日本旅行ガイドブックを見ると、かなり細かい情報が書かれています。筆者は先日、東京出張中にタイ人のリクエストで下町の細い路地の奥にある某鰻屋さんに行きましたが、タイの某インターネット掲示板で評判が高いようです。

タイで次はどんな意外な「日本」の広がりが見られるのかと楽しみにしています。

2. ミャンマーラウェイ

9月のある土曜日、日本で名のある日本人キックボクサー2名が、ヤンゴン現地においてミャンマーラウェイに出場したので、観戦してきました。

ミャンマーラウェイとは、ミャンマーの伝統的な打撃系格闘技です。日本のキックボクシングの元となったタイのムエタイは有名ですし、ラオスやカンボジアにもこれとほとんど似たような競技があります。しかし、ミャンマーラウェイがこれらと決定的に異なるのは、顔面パンチありなのに現在でもグローブを付けず素手に近いこと（布のバンテージは巻きますが）、そして頭突きがOKなこと。そして、そのような過酷な闘いを繰り上げた拳句、判定がない

MHM Asian Legal Insights

ため、どちらかがノックアウトされないと引き分けになってしまいます。

結果からいうと、2名とも地元の有力な選手を相手に堂々と闘った末に、引き分けとなりました。



とくに藤原あらし選手は、そのクリーンなファイトスタイルと技術の高さから、地元ミャンマー人選手が観客からブーイングを浴びる一方で、大声援を受けていました。ミャンマーの観客はとてもフェアな印象を受けました。日本企業の進出をお手伝いする身としては何だかとても安心感を覚える光景でした。

(弁護士 二見 英知)

セミナー文献情報

- セミナー 『アジア新興国における英文JV契約の実務～モデルJV契約を使用しながら、読み方・作成の仕方を伝授～』

開催日時 2013年12月2日(月) 13:20～16:20

講師 小山 洋平

主催 株式会社日本ナレッジセンター

- 論文 『外国企業に広く解放された投資活動 認可されている経済特別区は22箇所(2012年末現在)』

掲載誌 アイ・エル・エス出版 『月刊 ローヤーズ The Lawyers』 2013年11月号

著者 武川 丈士、眞鍋 佳奈

NEWS

- Legal 500にて高い評価を得ました。

The Leagl 500 Asia Pacific 2014にて、当事務所は12の分野で上位グループにランキングされました。また、各分野における leading individuals として当事務所の弁護士16名が選ばれました。詳細はLegal 500のウェブサイトに掲載されております。

[\(http://www.legal500.com/\)](http://www.legal500.com/)

MHM Asian Legal Insights

➤ **Asia Law & Practice の Asialaw Profiles 2014 The Guide to Asia-Pacific's Leading Domestic Law Firms にて高い評価を得ました。**

Asialaw Profiles 2014 The Guide to Asia-Pacific's Leading Domestic Law Firms にて、当事務所は Recommended firms として紹介され、11 の分野で特に高い評価を得ました。また、Asialaw recommended individuals として、当事務所の弁護士 10 名がとりあげられました。

➤ **Asian-MENA Counsel 誌の Firms of the Year 2013 を受賞しました。**

Pacific Business Press 発行の Asian-MENA Counsel 誌による "In-House Community Firms of the Year 2013" において、当事務所は Most Responsive Domestic Firms of the Year のカテゴリーおよび Corporate and M&A の分野において、日本を代表する法律事務所に選ばれました。

また、Anti-trust/Competition, Compliance/Regulatory, Employment, Intellectual Property, International Arbitration、Litigation & Dispute Resolution、及び Telecommunications, Media & Technology の分野において Honorable Mentions に選ばれました。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com